

大宮駅周辺地域都市再生駐車施設配置計画 審査手数料一覧

【申請 1 件あたり。消費税額別途】

			適用審査の区分		
			附置台数の減免及び地域貢献の確認	隔地先駐車施設の確認	隔地先を含む附置台数減免及び地域貢献の確認
本 審 査	大規模建築物 【敷地面積】 3,000㎡以上	整備基準① (原単位) を選択	1,800,000 円	1,100,000 円	2,500,000 円
		整備基準② (類似実績) を選択	1,900,000 円	1,200,000 円	2,600,000 円
	中小規模建築物 【敷地面積】 3,000㎡未満	整備基準① (原単位) を選択	1,300,000 円	900,000 円	1,700,000 円
		整備基準② (類似実績) を選択	1,400,000 円	1,000,000 円	1,800,000 円
簡易審査			140,000 円		
従来基準の審査			70,000 円		

【表の見方】

- 表中「**整備基準①(原単位)**」とは、配置計画に基づき、計画区域の基準（ルールに基づく原単位）による算出台数以上を整備する場合は該当します。
さいたま市附置義務条例に基づく駐車原単位を緩和する原単位を選択する場合はこれに該当します。
- 表中「**整備基準②(類似施設)**」とは、配置計画に基づき、類似建築物の駐車需要に応じた台数以上を整備する場合は該当します。
大店立地法指針に示される「特別な事情」等がこれに該当します。
- 表中「**本審査**」とは、運用組織が審査機関に依頼し、審査機関が附置台数の減免及び地域貢献策の確認や隔地先駐車施設の確認を行う次のものが該当します。
 - ・大規模建築物の場合
 - ・中小規模建築物のうち整備基準②（類似実績）を選択する場合
 - ・中小規模建築物のうち整備基準①（原単位）を選択し、整備する台数が一定規模以上〔概ね中規模建築物（敷地面積 500㎡以上 3,000㎡未満）を想定〕の場合
 - ・中小規模建築物のうち地域貢献として駅前への交通負荷軽減に関する施策を実施する場合
- 表中「**簡易審査**」とは、審査機関に依頼せず、運用組織が附置台数の減免及び地域貢献策の確認や隔地先駐車施設の確認を行う次のものが該当します。
 - ・中小規模建築物のうち整備基準①（原単位）を選択し、かつ地域貢献として自動車駐車施設の用途転用、駐車施設への付加価値、地域貢献協力金の納付を実施する場合
- 表中「**従来基準の審査**」とは、審査機関に依頼せず、運用組織がさいたま市附置義務条例と同等の整備基準であることを確認する場合は該当します。
- 表中「**附置台数の減免及び地域貢献の確認**」における確認事項は、次のものが該当します。
 - ・附置台数の確認（整備基準①の場合は原単位による台数算定の確認、整備基準②の場合は類似施設実績値による予測の妥当性及び台数算定の確認）
 - ・敷地内駐車施設の構造の確認
 - ・地域貢献策の確認（自動車駐車施設の用途転用、駐車施設への付加価値、駅前への交通負荷軽減、地域貢献協力金の納付額等）
- 表中「**隔地先駐車施設の確認**」における確認事項は、次のものが該当します。
 - ・隔地先駐車施設までの距離や収容可能台数等の確認
 - ・隔地先駐車施設の構造の確認
- 表中「**隔地先を含む附置台数減免及び地域貢献の確認**」とは、6の「附置台数の減免及び地域貢献策の確認」と7の「隔地先駐車施設の確認」を合わせて実施するものが該当します。

（注 1） 上記の審査手数料は、制定日以降に受理する申請に適用します。

（注 2） 特殊な申請の場合は、別途審査手数料を求めることがあります。

（注 3） 申請内容に変更が生じた場合は、内容に応じて、審査手数料の増額又は再審査となり再度審査手数料を求められることがあります。

（注 4） 申請を取り下げた場合であっても、既納の審査手数料は返還しません。